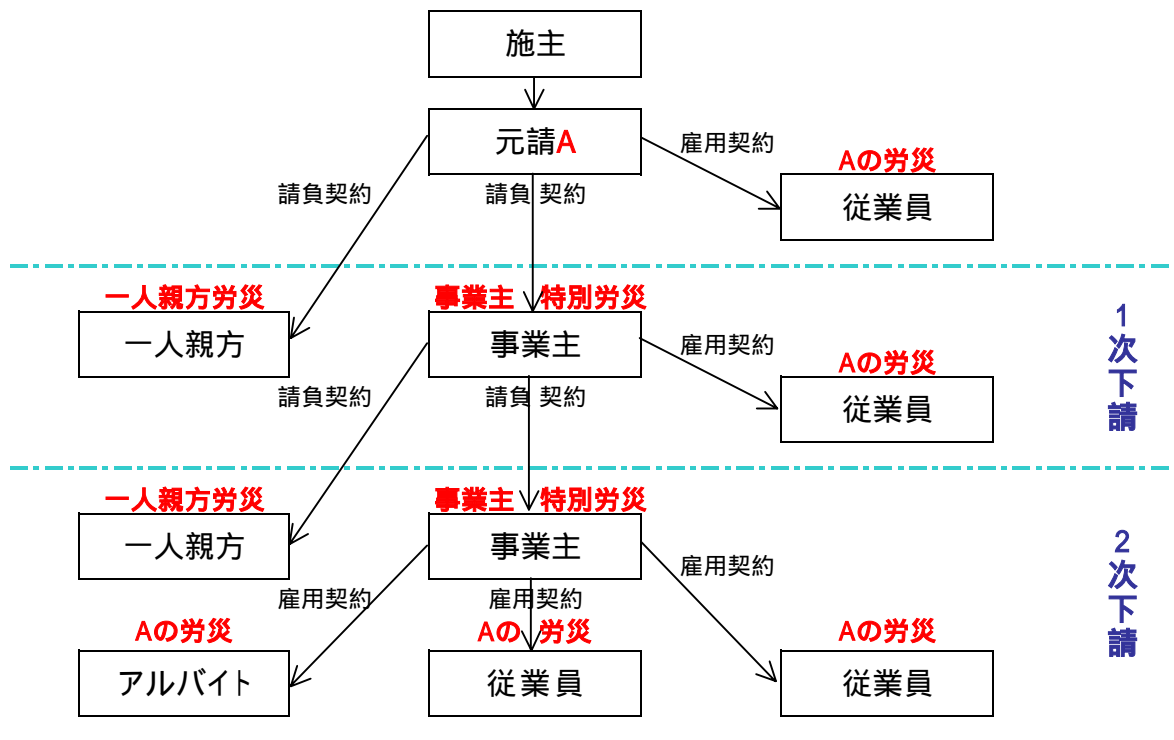


その労災保険、もしもの時にちゃんと使えますか？ あなたは施工体系図のどこに当てはまりますか？



- 従業員** 雇用契約を結んでいる労働者のみなさん(源泉徴収されているなど)
- 事業主** 1棟・㎡などの単位で仕事を請負う方で従業員さんを抱えている方
- 一人親方** 1棟・㎡などの単位で仕事を請負う方で従業員さんはいない方

建設業は強制適用事業です

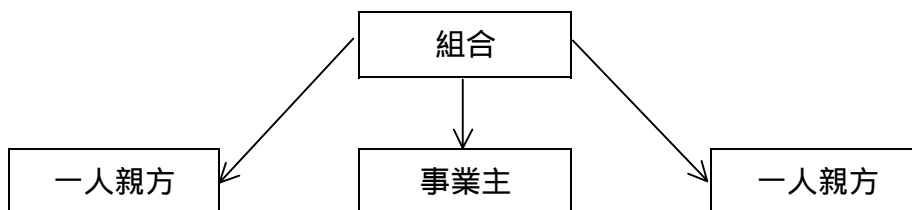
仕事中のケガには健康保険は使えません

万一の時に事業主が背負う責任とは (労災保険のタグ参照)

労災保険の補償内容 (労災保険のタグ参照)

事業主や一人親方は労働基準監督署で直接労災加入の手続きができません

一人親方や事業主は組合が雇用する形式で労働者とみなし、労災加入できます。



一人親方さんは労働者ではなく事業主とみなされるため、労働者を守るための労災保険が使えません。任意で加入する一人親方労災に加入しましょう！
事業主のみなさんも同様に、擬制適用(法律上同一のものとみなす)で、組合がみなさんを雇用している形式をとり、労働者とみなし、事業主特別加入労災に加入することができます。現場に出る事業主さんぜひ加入しましょう！

大手の現場で働く仲間からの一人親方労災加入が急増しています。
2月頭からの2週間で10人が手続きにいらっしまいました。
日給月給などの実質上は賃金労働者であるみなさんに対して、
大手ゼネコンなどは元請け労災の適用を進める立場をとらず、
現場の新規入場のさいに労災保険番号を確認する方法で一人親方労災への加入を事実上義務付けています。

現場で働くみなさんは、自分で保険料を払って労災加入しなければならないため負担増となります。

また、元請け労災を使って自分の平均賃金を基礎に計算する場合と、
給付基礎日額6000円程度で加入する一人親方労災とを比較すると、
ケガで休業した場合の補償額も3分の1近くになってしまいます。
しかし現実問題として労災保険に入らないと現場に入れない。
仕事をするために労災に入らざるを得ない仲間が増えているのではないのでしょうか？

一人親方労災や事業主特別加入労災のお問い合わせは組合事務所までお気軽に！

045 - 831 - 9092 担当 おおば ゆうこ